

議案第24号 小松島市老人いきいの家条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

例規総点検による見直しとして、地方自治法改正を受けた現行規定の整理を行うもの。

小松島市老人いきいの家条例(昭和51年小松島市条例第7号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p><u>（管理の委託）</u> <u>第9条</u> 市長は、いきいの家の設置の目的を効果的に達成できると認めるときは、その管理を公共的な団体に委託することができる。</p> <p>（委任） <u>第10条</u> （略）</p>	<p>（委任） <u>第9条</u> （略）</p>	<p>削る</p> <p>改正</p>